

玉名市事業承継推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰や賃金上昇、経営者の高齢化、後継者不足等による事業所の休廃業又は撤退の増加を抑制し、地域経済の活性化及び雇用の維持を図るため、本市の区域内（以下「市内」という。）に本社又は本店を有する中小企業者等が円滑な事業承継を実施するために必要な経費に対し玉名市事業承継推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、玉名市補助金等交付規則（平成17年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号又は第5号のいずれかに該当する者をいう。ただし、個人事業主にあつては、収入の2分の1以上が事業に係る収入である者をいう。
- (2) 事業承継 法人の場合は代表者の変更登記、個人事業主の場合は税務署に個人事業の開業、廃業等の届出を行った上で廃業をし、かつ、後継者が開業をし、その事業を引き継ぐことをいう。
- (3) 親族内承継 市内に本店又は主たる事業所を置く代表者の親族が、5年以上事業を継続している市内の事業所を事業承継をすることをいう。
- (4) 従業員承継 市内の本店又は主たる事業所で雇用される従業員が、5年以上事業を継続している当該本店又は主たる事業所を事業承継をすることをいう。
- (5) 第三者承継 5年以上事業を継続している市内の本店又は主たる事業所を前2号に規定する者以外の者が事業承継をすることをいう。
- (6) 経営力向上 引き継いだ経営資源を活用して新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発、提供等の新事業活動を通じて経営の相当程度の向上を図ることをいう。ただし、フランチャイズ契約又は実質的にフランチャイズ契約であるとみなされるものは、含まない。
- (7) 企業価値診断 市内の事業所について、事業承継を前提に経営資源の価値診断又は譲渡価格算定をすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 申請時において親族内承継、従業員承継若しくは第三者承継のいずれかの方法で事業承継をした日から3年以内の者で、経営力向上に取り組むもの（以下「経営力向上者」という。）であること又は事業承継を前提とした企業価値診断をするもの（以下「企業価値診断者」という。）であること。
- (2) 交付の決定を受けた後に経営力向上又は企業価値診断に着手する者であること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者、個人事業者並びに市長が必要と認める事業者であること。ただし、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類A及びBに規定する農林漁業者は除く。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (5) 市税に未納がない者であること。
- (6) 玉名商工会議所又は玉名市商工会の支援を受けている者であること。
- (7) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が次の各号のいずれかに該当する事業である者は、補助金の補助対象者としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
- (2) 国、地方公共団体等の公的機関からの補助金、助成金等を活用している事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業
（補助対象事業）

第4条 補助金の補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 経営力向上事業
- (2) 企業価値診断事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費は、200万円以内の補助対象事業を行う上で必要な経費とし、補助内容については、別表に定めるところとする。

2 補助金の額は、別表に定めるところにより算定した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を基礎として、予算の範囲内において定めた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業承継推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付すると決定したときは事業承継推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を、交付しないと決定したときは事業承継推進事業補助金却下通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく事業承継推進事業補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更するとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、審査の上当該補助対象事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、事業承継推進事業補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第5条、第6条、第9条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助金の額	申請書添付書類	実績報告書添付書類
経営力向上者 (事業承継をする側)	1 店舗等借入費 2 設備導入費 3 原材料費 4 産業財産権等関連経費 5 謝金 6 旅費 7 マーケティング調査費 8 広報費 9 会場借上料 10 外注費 11 委託費	補助対象経費の2分の1以内で、100万円を上限とする。	1 事業計画書 2 収支予算書 3 事業承継が行われたことが確認できる書類の写し 4 補助対象事業に係る金額が確認できる書類の写し 5 補助対象経費の内容が確認できる書類（工程表、図面、物件、施工箇所の写真等） 6 玉名市商工会又は玉名商工会議所の副申書 7 その他市長	1 収支決算書 2 支払を証明する書類 3 工事完了及び設備等の設置状況が分かる写真等（施設改修を行う場合） 4 その他市長が必要と認める書類

			が必要と認める書類	
企業価値診断者（事業承継をした側）	企業価値診断又は譲渡価格算定に要する経費	補助対象経費の2分の1以内で30万円を上限とする。	同上	同上

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

玉名市長 様

住所

申請者（代表者）

氏名

㊞

事業承継推進事業補助金交付申請書

玉名市事業承継推進事業補助金の交付を受けたいので、玉名市事業承継推進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金交付申請額
- 3 補助対象経費
- 4 補助対象事業の開始日
- 5 添付書類

第 号
年 月 日

様

玉名市長



事業承継推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった玉名市事業承継推進事業補助金については、玉名市事業承継推進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

1 交付予定額

2 条件

第 号
年 月 日

様

玉名市長 印

事業承継推進事業補助金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった玉名市事業承継推進事業補助金については、玉名市事業承継推進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり却下しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

玉名市長 様

住所

事業者（代表者）

氏名

㊞

事業承継推進事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた玉名市事業承継推進事業について、下記の理由により（変更・中止）したいので、玉名市事業承継推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

（変更・中止）の理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

玉名市長 様

住所
事業者（代表者）
氏名 ㊟

実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた玉名市事業承継推進事業について、玉名市事業承継推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

添付書類

第 号
年 月 日

様

玉名市長 印

補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定した玉名市事業承継推進事業については、玉名市事業承継推進事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により下記のとおりその額を確定したので、同条の規定により通知します。

記

交付確定額